

## 謝金に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社百章が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

### (謝金の対象となる事業または会議)

第2条 謝金の対象となる事業は、役員及び社員が株式会社百章の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した事業または会議（国内外を問わない）とする。

### (原稿執筆謝金)

第3条 株式会社百章の事業及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

### (講師謝金)

第4条 株式会社百章の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

### (原稿執筆謝金の単価)

第5条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり4,000円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の謝金の単価を1.5倍として計算した額とする。

2 役員は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。

3 役員の大過半数の合意があった場合に限り、同条1項の原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

### (講師謝金の単価)

第6条 講師謝金の単価は、1時間あたり10,000円とする。講師謝金は、講義時間30分を単位として支給し、講義時間に30分未満の端数を生じたときは、30分に切り上げて処理するものとする。

2 役員は、必要に応じて、前項の講師謝金の単価を減額することができる。

3 役員の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師謝金の単価を増額することができる。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第7条 謝金対象者には、謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

2 役員は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は取締役会にて行う。

(雑則)

第9条 この規定に定めのない事項については、取締役会にて別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より適用する。